

報告第 10 号

風連町・名寄市合併協議会会議傍聴規程について

風連町・名寄市合併協議会会議傍聴規程について、別紙のとおり報告する。

平成 16 年 4 月 16 日提出

風連町・名寄市合併協議会
会長 島 多 慶 志

風連町・名寄市合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、風連町・名寄市合併協議会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議を傍聴しようとする者の定員は、会場の規模に応じてその都度、会長が定める。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人名簿に記入しなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者の受付は、会議開始予定時刻の30分前から先着順に行うものとする。ただし、会議開始予定の30分前において、傍聴を希望する者の数が定員を超える場合は、くじにより定めるものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) ブラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、録画機の類を携帯している者(撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。)
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) 会議開会までに入場しない者
- (10) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 携帯電話その他操作音の発生する機器の電源を切ること。
- (5) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第 7 条 傍聴人は、すべて協議会事務局の職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第 8 条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第 9 条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 3 月 3 0 日から施行する。